

午前十時開議

○下山芳男委員長 ただいまから議会運営委員会を開催いたします。

○下山芳男委員長 1 第一回区議会臨時会継続本会議について。

㊦日時、㊧進行次第について、一括説明願います。

○中潟区議会事務局長 レジュメを御覧願います。日時は、本日の午後一時でございます。

続きまして、進行次第について御説明いたします。タブレット三ページに「議事日程」、四ページに「本日の会議に付する事件」、五ページに「議案賛否一覧表」をおつけしてございます。

五ページの「議案賛否一覧表」を御覧願います。まず、日程第一から第四が一括上程されます。請負契約二件、専決処分の承認二件の計四件でございます。企画総務委員長の報告を受けた後、表決となります。

この四件についての賛否でございますが、全ての会派が賛成でございます。この企画総務委員会関連の採決につきましては、二回に分けて決することとなります。採決は、まず議案第三十八号及び第三十九号の二件を一括して簡易採決でお諮りいたします。次に、専決第一号及び第二号の二件を一括して簡易採決でお諮りすることとなります。

次に、日程第五及び第六が一括上程されます。条例改正二件でございます。福祉保健委員長の報告を受けた後、表決となります。

この二件についての賛否でございますが、全ての会派が賛成でございます。したがって、この福祉保健委員会関連の採決につきましては、一括して簡易採決でお諮りすることとなります。

次に、日程第七が上程されます。条例改正一件でございます。都市整備委員長の報告を受けた後、表決となります。

本件についての賛否でございますが、全ての会派が賛成でございます。したがって、この都市整備委員会関連の採決につきましては、簡易採決でお諮りすることとなります。

次に、日程第八が上程されます。専決処分の承認一件でございます。DX・地域行政・公共施設整備等推進特別委員長の報告を受けた後、表決となります。

本件についての賛否でございますが、全ての会派が賛成でございます。したがって、このDX・地域行政・公共施設整備等推進特別委員会関連の採決につきましては、簡易採決でお諮りすることとなります。

レジュメにお戻り願います。次に、日程第九、請願の処理が上程されます。タブレット六ページの「請願処理件名表」及び七ページの「請願の処理に対する賛否一覧」を御参照願います。七ページの請願の処理に対する賛否一覧のとおり、陳情一件につきまして委員会での結論が出されました。本件につきまして、委員会決定どおりでよろしいか、本会議でお諮りすることとなりますが、改革のひえしま議員より、賛成の立場で意見の申出がございます。

請願の処理についての発言時間は、請願の処理全体で一会派十分を上限に、二分三十秒に会派の構成員数を掛け、一分未満は切り上げた時間とし、壇上にて行うことが既に確認されてございます。その確認によりますと、改革は十分となりますが、このように取り扱うことよろしいか、お諮りをお願いいたします。

○**下山芳男委員長** ただいまの局長説明のとおり進めることでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**下山芳男委員長** 異議なしと認め、さよう決定いたします。

○**中潟区議会事務局長** 発言の残り時間につきましては、残時間表示で周知するとともに、終了一分前にベル音を一回、終了時にベル音二回でお知らせいたします。意見が終了した後、採決となります。本件につきましては、簡易採決でお諮りすることとなります。

次に、日程第十、議会運営委員の選任が上程されます。タブレット八ページの「議会運営委員会構成表」を御参照願います。構成表のとおり、各会派から届出がございました。委員長、副委員長、議運理事の予定者には、それぞれ印を記してございます。なお、本会議におきましてはこの印のないものを掲載いたします。議会運営委員会の委員について、構成表のとおり本会議でお諮りすることとなります。

ここで、正副委員長の互選を行うため、本会議が休憩されます。

休憩中の流れにつきまして御説明いたします。タブレット九ページの「休憩中の流れ」を御参照願います。

まず、議会運営委員会室にて委員会を開催し、正副委員長の互選、理事及び議会広報小委員会委員の選任を行います。

ここで、議会広報小委員会正副委員長の互選を行うため、委員会を休憩いたします。な

お、議会広報小委員会委員と正副委員長予定者につきましては、タブレットの一〇ページの「議会広報小委員会構成表」のとおりでございます。

次に、小会議室にて議会広報小委員会を開催し、正副委員長の互選を行った後、議会運営委員会を再開し、議会広報小委員会正副委員長の互選結果の報告を受け、委員会は散会となります。

委員会中の流れにつきましては以上でございます。

本会議再開後、議会運営委員会正副委員長の互選結果の報告を行います。

次に、日程第十一、請願の付託が上程されます。タブレット一ページの「請願受理件名表」を御覧願います。五月十四日木曜正午に締め切り、陳情二件を受理いたしました。議長の下におきまして、件名表のとおり、それぞれ所管委員会に付託が予定されてございます。

次に、日程第十二、閉会中の審査付託が上程されます。タブレット二ページの「特定事件審査（調査）事項表」のとおり、本会議にお諮りいたします。

なお、当委員会分につきましては後ほど御協議いただきます。

次に、日程第十三、議席の一部変更が上程されます。タブレット三ページ、「議席変更表」のとおり届出がございましたので、本会議にお諮りすることとなります。

以上で予定された議事は終了いたしますが、続いて、五月三十一日をもって任期満了となる松村副区長より挨拶があり、その後、議長よりねぎらいの言葉がございます。

以上で第一回臨時会が閉会となります。終了予定時刻は、おおむね午後一時五十分頃と見込んでおります。

以上が本日の継続本会議の進行次第でございますが、全体を通して以上のとおり進めることでよろしいか、お諮りをお願いいたします。

○下山芳男委員長 本日の進行次第について、全体を通してただいまの局長説明のとおり進めることでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○下山芳男委員長 異議なしと認め、さよう決定いたします。

○中潟区議会事務局長 ただいま議席の変更は本日の本会議にお諮りいただくことが決定されましたが、当日に移動は行わず、次回の本会議から新しい議席に御着席をお願いいたします。

○下山芳男委員長 2 第二回区議会定例会について、㊦提出予定案件について。

○須藤総務部長 それでは、令和八年第二回世田谷区議会定例会の提出予定案件につきまして、本日、五月二十日現在、御報告申し上げます。議案十五件、報告三件、追加予定案件としまして、最終日同意二十一件となっております。

まず、議案です。政策経営部より、令和八年度世田谷区一般会計補正予算（第一次）。

危機管理部より、区立中学校における火災に係る和解。

財務部より、特別区税条例の一部を改正する条例。

区立奥沢中学校・仮称奥沢児童館整備工事請負契約。

同じく電気設備工事請負契約。

同じく機械設備工事請負契約。

区立玉川野毛町公園野球場外改修工事請負契約。

区立奥沢区民センター及び奥沢図書館仮事務所移転に伴う内装等改修工事請負契約。

旧世田谷区立保健センター解体工事請負契約変更。

子ども・若者部より、児童相談所を設置する特別区における措置費共同経理課の共同設置に関する規約の変更に関する協議。

続きまして、都市整備政策部より、地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例。

高齢者、障害者等が安全で安心して利用しやすい建築物に関する条例の一部を改正する条例。

次のページを御覧ください。みどり ☞ 推進担当部より、区立公園条例の一部を改正する条例。

続きまして、財産（仮称世田谷区立北烏山七町目緑地用地）の取得。

道路・交通計画部より、特別区道路線の認定。

続きまして、報告です。政策経営部より、令和七年度世田谷区繰越明許費繰越計算書。

同じく事故繰越し繰越計算書。

続きまして、監査事務局より、令和八年三月分例月出納検査の結果について。

続きまして、追加予定案件となります。最終日同意で、経済産業部より、世田谷区農業委員会委員任命の同意（二十一件）となっております。

なお、口頭になりますけれども、専決処分の予定についての御報告をさせていただきます。

環境政策部より、議会の委員による専決処分の報告で、自動車事故に係る損害賠償額の決定。同じく、建物内駐車場の入り口上部損傷事故に係る損害賠償額の決定。教育委員会事務局より、議会の委任による専決処分の報告で、区立小学校の漏水工事に係る損害賠償額の決定。以上を予定してございます。

こちらにつきましては、準備が整い次第、専決処分の上、委員会へ御報告し、第二回定例会への御報告をさせていただきたいというふうに考えてございます。

私からは以上でございます。

○下山芳男委員長 ㊦会期見込み等から㊧請願受理期限まで、一括説明願います。

○中潟区議会事務局長 レジュメを御覧願います。会期見込み等でございますが、告示が六月二日火曜日、招集日が六月十日水曜日、会期見込みが六月十日水曜日から十九日金曜日までの十日間でございます。

レジュメの裏面を御覧願います。質問通告期限は、代表質問が六月三日水曜日午前十一時、一般質問が同日正午でございます。請願受理期限は、三日目付託分が六月三日水曜日正午、最終日付託分は六月十二日金曜日正午を予定してございます。

なお、第二回区議会定例会につきましては、新委員の下で決定されますので、予定として御承知おきをお願いいたします。

—————  
○下山芳男委員長 3 農業委員候補者の推薦について。

阿久津委員、真鍋委員、岡本委員には、委員会条例第十五条の除斥の規定に基づき退席していただきます。

〔阿久津委員、真鍋委員、岡本委員退室〕

○下山芳男委員長 それでは、事務局より説明願います。

○中潟区議会事務局長 農業委員候補者につきましては、五月十一日の議会運営委員会におきまして、自民から二名、公明から一名を推薦することが確認され、自民より阿久津議員、真鍋議員、公明より岡本議員を候補者として区長に対し推薦することにより、三名の方を農業委員候補者として区長に対し推薦することにより、お諮りを願います。

○下山芳男委員長 農業委員候補者について、ただいまの局長説明のとおり推薦することによりよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○下山芳男委員長 異議なしと認め、さよう決定いたします。

除斥の議事が終了しましたので、阿久津委員、真鍋委員、岡本委員の再出席を求めます。

〔阿久津委員、真鍋委員、岡本委員入室〕

○中潟区議会事務局長 ただいまの決定に基づき、区長に対し推薦することとなります。

また、先ほど総務部長から報告がございましたが、議会推薦を含む農業委員候補者全員の同意案件が第二回定例会におきまして区長より提案される予定でございますので、御承知おきをお願いいたします。

○下山芳男委員長 御承知おきください。

---

○下山芳男委員長 4 閉会中の特定事件審査（調査）事項について。

次に、閉会中の特定事件審査（調査）事項についてお諮りいたします。

当委員会の閉会中の特定事件審査（調査）事項を

一 議会の運営について

とすることよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○下山芳男委員長 異議なしと認め、さよう決定いたします。

---

○下山芳男委員長 5 次回委員会。次回委員会は、本日の本会議休憩中に新委員において開催されることとなりますので、よろしくをお願いいたします。

---

○下山芳男委員長 以上で議会運営委員会を散会いたします。

午前十時十四分散会

---